

青森県吹奏楽連盟 規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本連盟は、青森県吹奏楽連盟（以下、本連盟と略す）と称し、一般社団法人全日本吹奏楽連盟（以下、全日吹連と略す）の会員連盟となり、東北吹奏楽連盟に属する。

第2条 (事務所在地)

本連盟の事務局を、会長指定の場所に置く。

第3条 (組織)

本連盟は、青森地区、弘前地区、八戸地区、上北地区、下北地区、南地方、西北地区の6地区並びに一地方の地区・地方吹奏楽連盟（以下、地区吹連と略す）に加盟している団体をもって組織する。

第4条 (構成)

本連盟は、学校教育法に基づく小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学及び、職場・一般の吹奏楽団及び、学校外で活動する小学生及び中学生による任意の団体をもって構成する。なお、専修学校・職業訓練学校の吹奏楽団は、一般に所属するものとする。

2 第1項以外については、理事会において承認する。

3 細則については、原則として、全日吹連登録規定に準じて本連盟が定める。

第2章 目的及び事業

第5条 (目的)

本連盟は、全日吹連の掲げる目的に即して、県民文化の向上と音楽文化の振興併せて吹奏楽の普及・発展を図ることを目的とする。

第6条 (事業)

本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 青森県吹奏楽コンクール
- (2) 全日本小学生バンドフェスティバル青森県大会
- (3) 全日本マーチングコンテスト青森県大会
- (4) 青森県アンサンブルコンテスト
- (5) 青森県民文化祭吹奏楽トップコンサート
- (6) 青森県管楽器ソロコンテスト
- (7) 講習会・研修会
- (8) 吹奏楽に関する事業の共催・後援
- (9) その他、目的を達成するための事業

第7条 (事業実行委員会)

各事業に実行委員会を置くことができる。

2 実行委員会は、理事長が組織する。

第3章 役員及び事務局

第8条 (役員)

本連盟に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 若干名
- 理事 13名以内
- 監事 2名
- 事務局長 1名

第9条 (役員の任務)

会長は、本連盟の代表となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代理する。
- 3 理事は、理事会を組織し、総会の権限事項以外を決議し執行する。
- 4 理事長は、本連盟の業務を総理し、東北吹奏楽連盟(以下、東北吹連と略す)常任理事となる。
- 5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその任務を代理する。
ただし、理事長より指名された一名は、東北吹連理事となる。
- 6 常任理事は、理事長及び副理事長を補佐し、実行委員会の責任者となり、理事会の決議に基づき業務を行う。
- 7 監事は、財産状況及び業務執行を監査する。
- 8 事務局長は、本連盟の事務一切を取り計らう。また、東北吹連理事となる。
- 9 三役会は必要に応じて会長が召集する。
 - (2) 構成員は、会長、副会長、理事長、及び事務局長とする。ただし、理事長は必要と認められた者の出席を求めることができる。
 - (3) 協議事項は、次の通りとする。
 - ①会議に付議すること。
 - ②その他
- 10 常任理事会は、必要に応じて理事長が召集する。
 - (2) 構成員は、理事長、副理事長、常任理事及び事務局長とする。ただし、理事長は必要と認められた者の出席を求めることができる。
 - (3) 協議事項は、次の通りとする。
 - ①理事会に付議すること。
 - ②業務執行に関すること。
 - ③その他
- 11 実行委員会等は、必要に応じて理事長が召集する。
 - (2) 構成員は、理事長、担当副理事長、担当常任理事、担当理事及び事務局長とする。ただし、理事長は必要と認められた者の出席を求めることができる。
 - (3) 協議事項は、次の通りとする。
 - ①業務執行に関すること。
 - ②その他

第10条 (役員の選出)

役員の選出は、別にこれを定める。

第11条 (役員の任期)

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、その残任期間とする。
- 3 役員の増員による任期は、当該任期期間とする。

第12条 (事務局)

事務局には、事務局次長若干名、及び事務局員若干名を置くことができる。

- 2 事務局次長は、事務局長に事故あるときは、その任務を代理する。
- 3 事務局次長及び事務局員は、事務局長が指名する。
- 4 事務局長、事務局次長及び事務局員は、理事長の命により会議及び事業に出席することができる。

第4章 名誉会長・特別顧問・顧問・参与

第13条（名誉会長）

本連盟には、名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、本連盟の総意により推戴し、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、目的達成のため本連盟に提言することができる。

第14条（特別顧問・顧問・参与）

本連盟には、特別顧問、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 特別顧問、顧問及び参与は、理事会において推薦し、会長が委嘱する。
- 3 理事会は、特別顧問、顧問及び参与に本連盟の目的達成のため、諮問することができる。

第5章 会議

第15条（会議の種類）

本連盟の会議は、総会、理事会、その他とする。

- 2 総会は、本連盟役員と各地区吹連からの代議員2名（地区吹連理事長または、副理事長と事務局長、地区吹連会長の推薦を受けた者）をもって構成する。
- 3 総会は、年1回開催し、次の事項を審議し議決する。
 - （1）規約の改廃
 - （2）役員承認
 - （3）事業報告、決算報告
 - （4）事業計画、予算審議
 - （5）その他の事項
- 4 会長または、2分の1以上の理事の要求により、臨時総会を開催できる。
- 5 理事会は、理事をもって年3回開催する。ただし、理事長の要請または、理事の2分の1以上の要求により、臨時理事会を開催できる。
- 6 理事会は、次の事項を審議、議決する。
 - （1）事業に関する事項
 - （2）会計に関する事項
 - （3）役員選考に関する事
 - （4）その他

第16条（定足数）

総会、理事会は、3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 ただし、出席できないものは、委任状の提出により出席者の数に加えるものとする。

第17条（会議の招集と運営）

本連盟の総会は、会長が招集する。理事会、その他は、理事長が招集する。

- 2 総会の議長は、会長または、会長指名の者があたる。理事会、その他は、理事長または、理事長指名の理事があたる。

第6章 地区及び地方連盟

第18条 (名称)

地区吹連，は以下のように表記する。

- (1) 青森県青森地区吹奏楽連盟
- (2) 青森県弘前地区吹奏楽連盟
- (3) 青森県八戸地区吹奏楽連盟
- (4) 青森県上北地区吹奏楽連盟
- (5) 青森県下北地区吹奏楽連盟
- (6) 青森県南地方吹奏楽連盟
- (7) 青森県西北地区吹奏楽連盟

第19条(地区吹連との連携)

本連盟の目的の達成のために，地区吹連代表者との継続した協議会を実施し，連携を深め，青森県の吹奏楽の発展を図る。

第20条 (提出書類)

地区吹連は，毎年一回総会または，総会に準ずる会議の決定に基づき，次の書類を各一通作成し，指定された期日までに本連盟に提出する。

- (1) 加盟団体名簿
- (2) 役員一覧表（会長，理事長，副理事長，理事，事務局長は，所在地，連絡先を明記する）
- (3) 本連盟より補助金を受ける事業の計画書と予算書
- (4) 本連盟より補助金を受けた事業の報告書と決算書

第21条 (主管事業)

地区吹連は，本連盟の要請により，第5条に掲げる主催事業を主管することができる。

第7章 会計

第22条 (会費の納入)

本連盟の団体会員は，年額 10,000 円の負担金を地区吹連の事務局を通じて，毎年指定された期日までに本連盟に納めなければならない。

第23条 (会計の種類)

本連盟の経費は，負担金，補助金，その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 本連盟の会計は，一般会計及び記念事業基金とする。

第24条 (経費の支弁)

本連盟の事業に要する経費は，一般会計をもって支弁する。ただし，コンクール・アンサンブルコンテスト・マーチングコンテスト・小学生バンドフェスティバルの各青森県大会，及び青森県管楽器ソロコンテストにおいては，原則として大会経費より支弁する。

第25条 (会計年度)

本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第26条 (会計監査)

本連盟の会計監査は、会計年度内に行う。

第8章 付則

第27条 (簿冊)

本連盟には、次の簿冊を備える。

- (1) 規約・規定・内規集
- (2) 役員名簿及び加盟団体名簿
- (3) 収支に関する帳簿及び関係書類
- (4) 各会議の議事録
- (5) その他必要と認められる簿冊

第28条 (細則)

本規約の実行に必要な細則は、別にこれを定める。

第29条 (規約の制定と改廃)

本規約は、昭和49年	5月11日より施行する。	・	平成16年	4月17日、一部改定
昭和51年	5月11日、一部改定	・	平成17年	4月16日、一部改定
昭和53年	5月11日、一部改定	・	平成18年	4月15日、一部改定
昭和57年	4月22日、一部改定	・	平成19年	4月14日、一部改定
昭和58年	4月21日、一部改定	・	平成27年	4月11日、一部改定
昭和62年	4月23日、一部改定	・	平成30年	4月8日、一部改定
昭和63年	4月22日、一部改定	・	平成30年	4月8日、適用(第9条)
平成元年	4月20日、一部改正	・	平成31年	4月1日、施行(第9条)
平成3年	4月23日、一部改定	・	平成31年	4月13日、一部改定
平成4年	4月22日、一部改定	・	令和元年	11月16日、一部改定
平成10年	4月23日、一部改定	・	令和3年	4月10日、一部改定
平成12年	4月20日、一部改定	・	令和4年	4月9日、一部改定
平成13年	4月21日、一部改正	・	令和5年	4月15日、一部改定
平成14年	4月20日、一部改定	・		
平成15年	4月19日、一部改定	・		

青森県吹奏楽連盟 加盟団体に関する登録規定

全日本吹奏楽連盟 構成に関する細則 第4条に準ずる

会員に関する細則 第8条に準ずる

第1条 (加盟の資格)

- 1 吹奏楽及び管・打楽器による音楽活動をすすめている団体であること。
- 2 年間を通して定期的に、練習または演奏活動を行っている団体であること。
- 3 演奏行為に対して団員に報酬を支払うことのない、アマチュアの団体であること。
- 4 音楽大学、音楽専攻の学部、音楽高校、音楽専門学校の団体の加盟は認めない。

第2条 (部門)

- 1 部門は、小学生、中学生、高等学校、大学、職場、一般とする。
- 2 学校教育法に基づく小学校、中学校、高等学校、大学、本連盟が認める小学生及び中学生で構成する任意の団体、並びにこれに準ずる学校の団体は、前項のそれぞれの学校部門に所属するものとする。
- 3 大学部門は、単一の大学名で加盟し、学部ごとに登録することはできない。ただし、都道府県を異にする地域に設置された学部の場合は、その地域名を冠してそれぞれの会員連盟に加盟することができる。
- 4 職場部門は、同一経営の会社、工場、事務所、官庁(それぞれグループ企業等を含む。以下「勤務先」という)などで、勤務先もしくは組合(以下「勤務先等」という)の認可を得て設立されている団体とする。
- 5 各種学校、専修学校、職業訓練校などの団体は、一般部門に所属するものとする。

第3条 (団体の構成員)

- 1 加盟団体の構成員は次のとおりとする。なお、年齢は問わない。
 - (1) 小学生部門 同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合団体に在籍している小学校児童とする。
 - (2) 中学生部門 同一中学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している中学校生徒とする。(活動を共にする小学校児童は認める)
 - (3) 高等学校部門 同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒は認める。)
 - (4) 大学部門 同一の大学に在籍している学生とする。
 - (5) 職場部門 当該勤務先等の承認を得ている者とする。ただし、職業演奏家は認めない。
 - (6) 一般部門 自由とする。ただし、職業演奏家は認めない。
- 2 同一人が複数の団体の団員となることは認める。ただし、本連盟が主催する各大会へは重複して出場できない。

第4条 (加盟の手続)

- 1 加盟団体は、その団体の所在地におかれたこの法人の会員連盟に所属するものとする。
- 2 加盟団体は、全日吹連定款、支部連盟規約、会員連盟規約及びその他の施行細則のすべてを承認するものとする。
- 3 新規に加盟しようとするときは、次の各号をそろえて会員連盟事務局に申請するものとする。
 - (1) 加盟申込書(会員連盟の所定書式による)
 - (2) 会員連盟が請求する書類
 - (3) 会費等
 - (4) その他

第5条 (義務)

- 1 加盟団体は、毎年会員連盟が定める期日までに会費を納入すること。
- 2 登録事項に変更があった場合には、1か月以内に書面で会員連盟事務局に届け出ること。

- 3 会員連盟の総会など、会議に出席するとともに、会員連盟が主催する行事に参加・協力すること。

第6条(退会・除名)

- 1 加盟団体は、次の各項により退会するか除名されない限り、継続して登録となる。
- 2 退会しようとする団体は、その理由を付し、書面で退会届を提出するものとする。
- 3 会費を1年以上滞納した場合には、任意に退会したものとする。
- 4 加盟団体が次の各号のいずれかに該当したときは、会員連盟理事会の決議を経て、会員連盟理事長がこれを除名することができる。
 - (1) 加盟団体としての義務に違反したとき
 - (2) 吹奏楽連盟の名誉を傷つけ、または目的に反する行為のあったとき
 - (3) 団体内において法律・学則に違反する行為があり、公にされたとき
- 5 退会・除名があった場合には、会員連盟は全日吹連に文書等で報告するものとする。
- 6 既納の会費は、如何なる事由があっても返還しない。
- 7 任意に退会した団体は、1年以内に再加盟することはできない。また、除名された団体は、3年以上を経たのち、会員連盟理事会の承認を得て再加盟することができる。

第7条(付則)

- 1 この規定は、理事会の決議を経なければ変更することができない。
- 2 この規定は、平成27年4月1日より施行する。

制定 昭和59年 7月 1日
改定 平成14年11月22日
平成20年 3月19日
平成20年 5月30日
平成27年 3月20日
令和 元年11月16日
令和 5年 4月15日